

事務連絡
平成29年12月21日

各地方農政局生産振興課長 殿
北海道農政事務所業務管理課長、生産支援課長、食品企業調整官 殿
内閣府沖縄総合事務局生産振興課長 殿
各地方農政局地方参事官（県域拠点）殿
北海道農政事務所地方参事官（地域拠点）殿

政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室長

管内の米粉製品製造販売業者等に対する米粉製品のノングルテン認証等制度の周知徹底及び米粉商品情報発信の推進について

近年、米粉用米の利用量が年間2万トン台前半で推移している中、日本産米粉製品の国内外における利用拡大に向けて、本年、

- ① 3月29日に、米粉製品製造業者に対して、
 - (1) グルテンを含まない米粉製品（以下「ノングルテン米粉製品」という。）の普及に向けた表示の方法等について示した「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）
 - (2) 米粉の使用用途に応じた米粉の水分含有率やアミロース含有率等の基準を示した「米粉の用途別基準」（以下「用途別基準」という。）を農林水産省から公表し、
- ② 5月25日に、関係団体等によって、日本米粉協会（以下「協会」という。）が設立され、ガイドライン及び用途別基準の普及のための海外及び日本全国での説明会等を実施する

等に取り組んできたところです。

今般、上記の取組を普及・定着させ、更なる米粉の利用拡大を図るため、ノングルテン認証等制度（協会を中心とした、ガイドラインに適合したノングルテン米粉製品の民間認証制度及び用途別基準に適合した米粉製品等の奨励制度をいう。以下同じ。）の策定が12月20日（水）の協会の理事会において正式に決定されたところです。

以上のことを踏まえ、従来より日本産米粉製品の普及に御協力いただいております地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）におかれては、協会と連携の上で下記のことに取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 ノングルテン認証等制度の推進

地方農政局等は、協会と協力の上で、管内の米粉製品製造業者及び米粉製品を利用する又は利用する見込みのある者に対するノングルテン認証等制度の周知を徹底し、当該制度を活用した米粉製品の開発を推進する。

その際、当省がタイアップし、ホームページ等から発信される予定となっている日本産米粉PRソングを効果的に活用するものとする。

2 管内の米粉製品製造業者及び米粉製品販売業者の取り扱う商品の情報提供

地方農政局等は、

① 東北農政局や関東農政局の取組事例を参照し、管内の米粉製品製造業者及び米粉製品販売業者の取り扱う商品のリスト化を行うとともに、当該業者・商品を各都道府県や地域ごとにマップ形式で紹介する等の分かりやすさに留意した手法により、

② ノングルテン認証等制度の活用状況を的確に把握し、それを反映した情報発信に努めることとする。

その際、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が運営する日本産米粉製品の海外情報発信サイト及び協会が運営する日本産米粉製品の情報発信サイトを活用して海外への情報発信が可能なことを踏まえ、情報の把握に当たっては、当該サイトが利用可能なことを説明する等によって当該サイトの活用を促進することで、米粉製品製造業者による日本産米粉の輸出を促進することとする。

3 米粉製品の新規需要の把握

地方農政局等は、今後、ノングルテン認証等制度が普及していくことに伴い、米粉製品の新たな需要が見込まれることから、その的確な把握に努め、管内の米粉用米生産者、米粉製品製造業者及び米粉製品販売業者等とのマッチングに積極的に取り組むとともに、広域的なマッチングが必要な場合は、協会へ情報提供することを徹底する。